

# 木曾町まちづくり条例

平成18年1月

# 目 次

## 前文

### 第1章 総則（第1条 - 第4条）

目的

用語の定義

まちづくり（自治）の基本原則

本条例の位置付け

### 第2章 情報の共有（第5条 - 第10条）

情報共有の原則

情報への権利

意思決定過程の情報共有

情報共有のための制度

情報の収集及び管理

個人情報の保護

### 第3章 住民参加

#### 第1節 住民参加の権利と責務（第11条 - 第13条）

まちづくりに参加する権利

まちづくりの参加における住民の責務

まちづくりの参加における町の責務

#### 第2節 住民参加の基本原則（第14条 - 第18条）

住民参加の原則

計画策定における住民参加の原則

計画策定における住民参加の手續

審議会等への住民参加

条例制定における住民参加の手續

#### 第3節 住民投票（第19条）

住民投票の原則

### 第4章 住民自治のしくみ（第20条 - 第22条）

#### 第1節 住民自治

住民自治の定義

住民自治に関する住民の役割

## 住民自治に関する町の役割

### 第2節 地域自治組織（第23条 - 第27条）

地域自治組織の定義・要件

地域自治組織の設置

地域自治組織の権能

地域自治組織への支援

地域まちづくり計画

### 第5章 議会の役割と責務（第28条 - 第29条）

議会の役割

議会の責務

### 第6章 行政の役割と責務

#### 第1節 行政の責務（第30条 - 第33条）

行政の役割

町長の責務

執行機関の責務

職員の責務

#### 第2節 行政事務の遂行（第34条 - 第37条）

組織・体制

法務体制

職員政策

要望等への対応

#### 第3節 財務

財政運営の基本方針（第38条 - 第42条）

財政基盤の強化

予算編成・予算執行

財産管理

財政状況の公表

#### 第4節 評価（第43条）

行政評価

### 第7章 自治体連携等（第44条 - 第46条）

域内交流

近隣自治体との広域連携

地域間交流

## 第8章 条例の見直し（第47条）

この条例の検討及び見直し

(前文)

信州木曾は、木曾御嶽山と木曾駒ヶ岳の山麓に高原が広がり、その間を木曾川が流れる自然豊かな地域です。

これまでの木曾を振り返る時、古くから木曾ヒノキに代表される森林資源を持ち、地域の特性を活かした産業を興してきました。中山道により東と西の中間地点として宿場も開け、多くの人々が行き交い交流を深め、木曾の文化を高めてきました。近現代においては、木曾の自然環境を活かした産業も発達してきています。そこには、いつの時代にも、土地に根ざした様々な地域づくりと自治が存在し、その営みの中で木曾という地域が形成されてきています。

わたしたちは、新しい時代の流れを見据える時、人権を尊重し心豊かな人づくりを行いながら、地域の資源を活かして、暮らしの安心と美しい自然を守っていき、住み良い木曾町を創ることを決意しました。

新しい木曾町を創り上げるためには、住民と行政が支え合う公民協働と自分たちの地域は自分たちで治めていくとする住民自治の発展が必要です。

ここに、木曾町は、住民の権利や責務を明らかにし、未来に向かって住民自治を進めながら、広く地域や世界に貢献していくことを目指して、まちづくり条例を制定します。

【解説】

まちづくり条例は、木曾町の憲法として位置付けたものであり、木曾の特徴、木曾の自治、条例制定の理由について、前文としてまとめています。

平成 12 年 4 月に地方分権一括法が施行され、今までのような中央集権型ではなく、地方がその地域に合った、独自の自治を行っていくことが求められています。木曾町の合併は、三位一体の改革や平成の市町村合併を背景として、郡全体の合併協議を皮切りに、様々な紆余曲折を経て、4 町村の合併へと進んできました。合併協議の中では、合併した後の地域振興と住民自治・公民協働のあり方を最大の課題として取り組み、平成 17 年 2 月に策定された新町まちづくり計画には、地域の自治の発展が大きな柱に据えられています。

また、当地域には、その土地に根ざした様々な形の自治活動が存在し、これらを守り、さらなる発展を図っていくことも、木曾町の大きな課題です。

このような背景の中で、新町まちづくり計画に盛り込まれた自治のしくみを具体化し、また、地域の伝統と特性を守りながら、新しいまちづくりを進めるため、平成 17 年 3 月から、木曾町まちづくり条例が検討されてきています。

まちづくり条例は、住民が主役となる自治を実現することが目的であり、また、そのことが広く地域への貢献につながっていくことを目的として定めるものです。

## 第1章 総則

### (目的)

**第1条** この条例は、木曾町におけるまちづくりの基本的なことがらを定め、住民と町の権利や責務を明らかにし、住民自治のしくみを制度として定め、木曾町の自治とまちづくりの実現を図ることを目的とする。

### 【解説】

条例の目的を「木曾町の自治とまちづくりの実現」であることを条文化し、明らかにしています。

### (用語の定義)

**第2条** この条例において、用語の定義は次のとおりとする。

- |            |  |
|------------|--|
| (1) 住民     | 町内に在住、在勤又は在学する個人と町内で活動する法人その他の団体をいう。                         |
| (2) 町      | 町議会と町の執行機関を含めた地方公共団体をいう。                                     |
| (3) 町議会    | 立法を主たる目的とする審議・議決機能を持ち、町の意思を決定する機関をいう。                        |
| (4) 町の執行機関 | 町の行政事務を管理執行する機関をいう。  |
| (5) 協働     | 住民と町又は住民同士や各種団体がそれぞれに果たさなければならない責任と役割を認識し、互いに補い合い、協力することをいう。 |

### 【解説】

「自治」や「まちづくり」については、その概念が広く多岐にわたり、また、時間とともに変化していく可能性もあるので、あえて定義付けは行っていませんが、前文の中で木曾町が目指す「自治」と「まちづくり」が謳われています。

日本国憲法第93条

地方公共団体（市町村）には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。 議会は、地方公共団体の一機関である。

地方自治法第89条

地方公共団体に議会を置く。

**(まちづくりの基本原則)**

**第3条 住民と町は、次に掲げる基本原則によりまちづくりを行う。**

- (1) 住民は、まちづくりに関する情報を共有する権利を持つ。
- (2) 住民は、まちづくりに参加する権利を持つ。
- (3) まちづくりは、情報公開と参加により進めていく。
- (4) まちづくりは、各主体がお互いに支え合いながら行う。
- (5) まちづくりは、各主体が協働して行う。
- (6) まちづくりの評価を常に行い、将来に活かしていく。

**【解説】**

木曽町独自のまちづくりを行っていく上で必要な原則を掲げました。

- (1) 情報共有の原則
- (2) 住民参加の原則
- (3) 計画等を策定する上での公開と参加の原則
- (4) 補完性の原則
- (5) 協働（パートナーシップ）の原則
- (6) 評価の原則

**(この条例の位置付け)**

**第4条 この条例は、町政の基本的なことがらについて町が定める最高規範である。**

- 2 町は、他の条例、規則などの制定や改廃にあたっては、この条例の趣旨を踏まえ、整合性を図らなければならない。

**【解説】**

本条例が、町における全ての条例・規則等の最高規範であることを定めています。

町は、この条例の最高規範性を担保するため、常に、住民への説明と広聴を充分行っていく必要があります。

この条例が、住民ひとり一人にとって、自らのものとなっていくためには、具体的なまちづくり活動の中で、あらためて条例の中味を浸透させていくことも必要です。

## 第2章 情報の共有

### **(情報共有の原則)**

**第5条** まちづくりは、自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、住民がまちづくりについての情報を共有することを基本に進めなければならない。

**2** 町は、住民自らが考え行動するという自治の理念を実現するため、町政全般についての情報を速やかに住民と共有するように努めなければならない。

### **【解説】**

情報共有は、行政からの一方的な情報提供だけでなく、住民相互の情報発信があつてこそ成り立つものであることを含んでいます。

「情報共有の原則」が成り立つためには、住民の「知る義務（知る努力）」がなければならない。

「情報共有」のためには、情報量とともに解り易い提供にも配慮する必要があります。

### **(情報への権利)**

**第6条** わたしたち住民は、法令で制限される場合を除いて、町に対し、町の持っている情報の提供を要求し、取得する権利を持つ。

### **【解説】**

情報を受ける権利、自ら取得する権利（知る権利）について定めています。

**（意思決定過程の情報共有）**

**第7条 町は、住民に対し、町政についての意思決定過程の情報を明らかにするよう努めなければならない。**

**2 町は、審議会や附属機関の会議を、原則として公開しなければならない。**

**【解説】**

第1項は、町として決定された情報を請求に基づき公開するだけでなく、議論途中の情報共有も重要なため、意思決定過程の情報を公開することに努めるよう定めています。

第2項は、審議会等は、町政の重要な事項について、討議、決定する機関であるため、原則として公開すべきことを定めています。

**（情報共有のための制度）**

**第8条 町は、その持っている情報を原則として公開しなければならない。**

**2 前項に関することは、別に定める**

**【解説】**

情報公開制度についての規定であり、詳細については、「木曽町情報公開及び個人情報保護に関する条例」に委ねています。

地方自治法上、50%以上の出資団体については議会への報告義務があり、25%以上の出資団体については、監査委員の監査権が及びます。これらの団体についても、情報公開を推進していくことが求められます。

地方自治法第243条の3第2項 50%以上

地方自治法第199条第7項 25%以上

**(情報の収集及び管理)**

**第9条 町は、町政運営に必要な情報の収集に努めなければならない。**

**2 町は、その持っている情報を適正に管理しなければならない。**

**【解説】**

木曾町としてのまちづくりを進めていく上で、先進情報や新たな行政制度等について、常に情報収集に努めることを定めています。

**(個人情報の保護)**

**第10条 町は、個人情報の収集、利用、提供及び管理などにおいて、個人の権利と利益が侵害されることのないように必要な措置をとらなければならない。**

**2 前項については、別に定める。**

**【解説】**

個人情報の保護について、ここでは方針のみを示し、詳細については、個人情報保護に関する条例に委ねています。

## 第3章 住民参加

### 第1節 住民参加の権利と責務

#### (まちづくりに参加する権利)

**第11条** わたしたち住民は、町の将来に責任を持つまちづくりの主体者であり、まちづくりを行う権利を持つ。

- 2 この権利は、住民の基本的な権利であり、住民は、国籍、民族、性別、年齢、社会的・経済的環境などにかかわらず、平等な立場で、まちづくりに参加することができる。

#### 【解説】

住民が責任あるまちづくりの主体者であることを明らかにし、権利として位置付けています。すべての住民が、対等な立場でまちづくりに参加する権利があることを明記しています。特に、国政において社会的参加機会が比較的狭められがちな外国人や、若年者、女性、障害者等への配慮が必要であり、あえて例示してあります。

満20歳未満の青少年や子どもにも、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利があり、次世代のまちづくりを考えると、より積極的に参加を促し、青少年や子どもたちに、より大きな役割を担ってもらうことが必要です。

「わたしたちは～」としたのは、この条例は町民が主役となった自治とまちづくりを実現するためのものであることを明確にするためです。

住民がこの条例の当事者となっていくためには、住民への説明と広聴をまず充分行っていく必要があります。

この条例が、住民ひとり一人にとって、自らのものとなっていくためには、具体的なまちづくり活動の中で、あらためて条例の中味を浸透させていくことも必要です。

**(まちづくりの参加における住民の責務)**

- 第12条** わたしたち住民は、責任あるまちづくりの主体者であることを自覚し、総合的立場に立ち、まちづくりにおける発言と行動に責任を持たなければならない。
- 2 わたしたち住民は、まちづくりへの参加が自治を守り、進めるものであることを自覚して、積極的にまちづくりに参加し、その拡充に努めなければならない。
  - 3 わたしたち住民は、様々な主体のまちづくり活動が自治を育てるということを認識して、互いの活動を尊重し、認め合いながらまちづくりを進めるよう努めなければならない。

**【解説】**

まちづくりを進める際、わたしたち住民は私的な利害関係にとらわれることなく、公共性を尊重し判断することが必要となる。「総合的立場」とは、こうしたまちづくり全体を見渡した広い視野を意味し、わたしたち住民自身がまちづくりの担い手であるという自覚を持った言動をとらなければならない。

住民が住民に説明をするケースも想定されてきます。

第2項は、さまざまな形でまちづくりに主体的にかかわることが、住民自らの自治や権利の拡充につながることを定めています。

自治会など、様々な場面での参加を想定しています。

第3項は、企業などの活動も含まれています。

条文の中でまちづくりへの積極的な参加を呼びかけることで、不参加規定についてはあえて明文化を避けています。

**(まちづくりの参加における町の責務)**

- 第13条** 町は、まちづくりを行う住民の自主性と自立的な活動を尊重するとともに、国籍、民族、性別、年齢、社会的・経済的環境などにかかわらず、様々な主体がまちづくりに果たす役割を重視して、権利の保障と拡大に努めなければならない。

**【解説】**

町として、権利の保障、拡大に努めることを定めています。

## 第2節 住民参加の基本原則

### (住民参加の原則)

**第14条** 町は、企画立案、実施や評価のそれぞれの過程において、住民の参加を保障する。

#### 【解説】

評価の段階における住民参加も定めました。

### (計画策定における住民参加の原則)

**第15条** 町は、住民参加のもと、基本構想やこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という）を策定しなければならない。

- 2 町は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、住民参加のもとで見直しを行うものとする。

#### 【解説】

町の総合計画について、本条例の趣旨に沿い、策定及び見直しにあたっての住民参加を定めています。

本条例と総合計画を中心として、各種条例・規則と各種計画が体系化されていきます。

**(計画策定における住民参加の手続)**

**第 16 条** 町の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努める。

- 2 町の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求める。
- 3 町の執行機関は、前 2 項の規定により提出された意見について、採否の結果とその理由を付けて公表する。

**【解説】**

行政の意思決定過程における公正の確保と透明性の確保を図るための、いわゆるパブリックコメントに関する規定です。

重要な計画とは次のようなものが考えられます。

- (1) 総合計画及び分野別の基本計画
- (2) 住民生活に重大な影響を及ぼすことが予測される計画

事前に公表すべき事項は、次のようなことが考えられます。

- (1) 計画の概要
- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する住民参加の手法（公開討論会等も考えられます）

パブリックコメントとは

行政機関が重要な政策の立案を行うに際し、その趣旨や内容を公表し、広く意見を求め、提出された意見を考慮して最終的な意思決定を行う仕組み。

**(審議会等への住民参加)**

**第 17 条** 町の執行機関は、審議会その他の附属機関の委員に、公募の委員を加えるよう努めなければならない。

**【解説】**

審議会その他の附属機関とは、学識経験者や、各種団体、町民から委員を募集し（町政の重要事項について）、審議、審査、調査、調停などを行う機関です。

**（条例制定における住民参加の手続）**

**第 18 条** 町は、まちづくりについての重要な条例を制定し、又は改廃しようとするときは、次の項目に該当する場合を除き、住民の参加を図らなければならない。

- （１） 関係法令などの制定改廃に基づくもので、条例の制定改廃に政策的な判断を必要としない場合
  - （２） 用語の変更など簡易な改正で、実質的な変更を伴わない場合
  - （３） 前 2 号に準じた制定改廃の場合
- 2 町は、前項の条例の制定・改廃案を議会に提案しようとするときは、あらかじめ制定・改廃案を公表し、意見を求める。
- 3 町は前 2 項の規定により提出された意見について、採否の結果とその理由を付けて公表する。
- 4 提案者は、住民参加の方法、参加の有無や状況などについての事項を付けて、議案を提出しなければならない。

**【解説】**

条例制定に関しても、計画策定と同様にパブリックコメントの手続を定めています。

まちづくりに関する重要な条例とは次のようなものが考えられます。

- （１） まちづくりの基本方針や分野別の基本方針を定める条例
- （２） 住民に義務を課し、又は住民の権利を制限する条例
- （３） 住民生活に重要な影響を及ぼすことが予想される条例

制定改廃とは、条例の制定と条例の改正及び条例の廃止を合わせた言葉です。

### 第3節 住民投票

#### (住民投票の原則)

**第19条** 町長は、町政に関わる重要事項について、直接住民の意思を確認するため、議会の議決を経て、住民投票の制度を設けることができる。

2 住民投票に参加できる者の資格その他の住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に定める。

#### 【解説】

町の重要な政策判断が必要な事項については、住民に対する最終意思確認の手段として、住民投票ができることを定めています。

事案により、別条例で定めることとしています。

住民投票に関する条例では、

投票有資格者の範囲

投票請求要件

投票成立要件

等、住民投票の実施に関し、必要な手続きが定められることとなります。

## 第4章 住民自治のしくみ

### 第1節 住民自治

#### **(住民自治の定義)**

**第20条 住民自治とは、住民自らが、地域の発展のために意思決定に参加し、自ら考え行動することをいう。**

#### **【解説】**

日本国憲法第92条は、地方自治の基本原則として「地方自治の本旨」をうたっています。地方自治の本旨とは、地方自治体（市町村）が自己の責任において「地方の政治」を行うという「団体自治」を意味し、同時に、地方自治体の意思の決定に地域住民が参画していくという「住民自治」を意味します。「地方自治」は「民主主義の学校」とよく言われます。

#### **(住民自治に関する住民の役割)**

**第21条 わたしたち住民は、住民自治の重要性を自覚し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。**

#### **【解説】**

補完性の原則により、まず住民自身が住民自治活動について認識し、実践していくことが重要であるため、住民の役割を定めました。

補完性の原則とは

地域など小さな単位で可能なことは、その地域で解決し、そこで不可能なこと若しくは非効率なことは、市町村や県、国が補完していくという考え方

**(住民自治に関する町の役割)**

**第22条** 町は、住民が自主的・主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。

**2** 町は、住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。

**【解説】**

まず個人で「自助」をし、次に地域において「互助・共助」を行い、そして町が「公助」をすべきことを定めています。その主旨から、町の支援は、「必要に応じて」と明記しました。

ここで言う「住民自治活動」とは、地域社会への貢献を目的とした公平公正な住民自治活動を指します。

## 第2節 地域自治組織

**(地域自治組織の定義・要件)**

**第23条** 地域自治組織とは、木曾福島・日義・開田・三岳地域において、主体的な活動を行いながら、身近な課題を解決できるよう、そこに住む地域住民により設置された組織で、各号に掲げる要件を満たすものである。

- (1) 組織が、その区域に住む又は活動する個人、団体、事業者などで構成されること。
- (2) 組織設置の目的が、地域住民と地域社会への貢献を目指すものであること。
- (3) 目的・名称・事務所の所在地・代表者などを明記した規約を定めていること。
- (4) 組織全体の運営に当たる地域協議会を置くこと。
- (5) 代表者と地域協議会委員を選出すること。

**【解説】**

地域自治組織制度は、合併前の4町村により協議されてきたものですが、その地域に住む者全員で構成していくのが基本となります。

地域協議会委員の構成についても規約で定めることとなります。

地域自治組織の代表者は、非常勤特別職であり、その報酬等については、別の条例で定めることとなります。

地域自治組織が、自立的・横断(水平)的組織であることを示しています。

**(地域自治組織の設置)**

**第 24 条** 前条に規定する地域自治組織が設立された場合、その代表者は、町長に設置の届出をする。

**【解説】**

届出の詳細については、規則で定めます。

**(地域自治組織の権能)**

**第 25 条** 地域自治組織は、町長の諮問に応じ、自らの地域に係る次の項目を調査審議し、町長に答申する。町長は、地域自治組織の答申を尊重しなければならない。

- (1) 新町建設計画の変更についてのことがら
- (2) 町の総合計画の変更についてのことがら
- (3) その他町長が必要と認めることがら

2 地域自治組織は、自らの地域において行われる住民に身近な町の施策などについて、組織の決定を経て、町長に提案することができる。町長は、地域自治組織の提案を尊重する。

3 町長は、各地域において行われる住民生活と関わりの深い町の施策で、その地域に重大な影響が及ぶと考えられるものについて、あらかじめ地域自治組織の同意を得るものとする。地域自治組織の同意を必要とする町の施策については、町長が別に定める。

4 町長は、各地域において行うことが有効と考えられる町の施策について、地域自治組織がその事業を受託し、自ら行う意思を決定した場合は、その決定を尊重する。

5 地域自治組織は、提案、同意、決定に必要な情報を求め、又は質問をすることができる。その場合、町長は地域自治組織に情報を提供し、又は質問に対して回答しなければならない。

6 町長は、地域自治組織からの答申や提案などを審議するため、地域自治組織の代表者が参加する会議を設置する。

**【解説】**

合併特例法に基づく地域審議会機能を中心に定められています。

諮問・提案機能だけでなく、実行機能も持ち合わせる組織であるので、第 4 項の内容も定められています。

町長は、諮問・提案機能を保障するためのしくみとして、町長と地域自治組織の代表者を構成員とする会議を設置することになります。

**(地域自治組織への支援)**

**第 26 条** 町は、地域自治組織に対し、次の項目に掲げる支援を行う。

- (1) 住民自治の活動拠点の提供
- (2) 住民自治活動に対する財政支援
- (3) 支所の職員による人的支援
- (4) その他住民自治の推進に必要なこと

**【解説】**

第 22 条と同じく、ここで言う「住民自治活動」とは、地域社会への貢献を目的とした公平公正な住民自治活動を指します。

また、行政からの各種支援は、個々の補助金規則などにに基づき行われます。

**(地域まちづくり計画)**

**第 27 条** 地域自治組織は、自らが取り組む活動方針や内容などを定めた地域まちづくり計画の策定に努めるものとする。

- 2 地域まちづくり計画を策定した場合、その代表者は、町長に届出をするものとする。
- 3 町は、総合計画をはじめとする重要な計画を策定する際には、広域的な観点から調整が必要な場合を除き、第 1 項の地域まちづくり計画を尊重するものとする。
- 4 町は、第 1 項の地域まちづくり計画の策定を必要に応じ支援するものとする。

**【解説】**

地域まちづくり計画の策定に関しては、各支所及び本庁まちづくり担当課が策定に関する支援を行うこととなります。

## 第5章 議会の役割と責務

### (議会の役割)

第28条 町議会は、法令の定めにより、有権者より選出された議員によって構成される町の意思決定機関である。

- 2 町議会は、町の重要な政策について議決する権限と町政運営を監視する機能を持つ。
- 3 町議会は、法令の定めにより、条例の制定改廃、予算、決算の認定などを議決するとともに、執行機関に対する検査や監査請求などの権限を持つ。

### 【解説】

議会は地方自治法により設置の根拠がありますが、まちづくり条例の中で法令の規定をあえて位置付けました。

### (議会の責務)

第29条 町議会は、町政の審議・議決機関であること責任を常に認識し、長期的展望をもって意思決定に臨まなければならない。

- 2 町議会は、行政活動が民主的で、効率的に行われているかを調査・監視するとともに、町の政策水準の向上を図るため、町独自の施策の提案と策定を行い、立法機能の強化に努めなければならない。
- 3 町議会は、議決に当たっては意思決定の過程やその妥当性を住民に明らかにしなければならない。

### 【解説】

第3項は、議会の透明性確保と説明責任を明記したものです。

## 第6章 行政の役割と責務

### 第1節 行政の責務

#### (行政の役割)

**第30条** 町の執行機関は、法令の定めにより、条例、予算、議会の議決に基づく事務や法令などに基づく事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する機関である。

2 町の執行機関は、事務の執行に当たっては住民との協働の実現に努めなければならない。

#### 【解説】

協働（パートナーシップ）の実現を目指し、執行機関側の役割に明記しました。

地方自治法第138条の2

地方公共団体の執行機関は、地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく当該地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

#### (町長の責務)

**第31条** 町長は、住民の負託に応え、町政の代表者としてこの条例の理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の運営に当たり、まちづくりの推進に努めなければならない。

**（執行機関の責務）**

**第 32 条** 町の執行機関は、町の事務の企画立案、実施や評価において、内容、効果を住民に明らかにし、分かりやすく説明しなければならない。

2 町の執行機関は、その権限と責任において、公平・公正、誠実、迅速かつ効率的に職務を執行しなければならない。

**【解説】**

第 1 項は、執行機関の説明責任を明記しました。

**（職員の責務）**

**第 33 条** 町職員は、住民の負託に基づくことを自覚し、まちづくりの専門スタッフとして、誠実かつ効率的に職務を執行するとともに、まちづくりにおける協働と創意工夫が常に図られるよう努めなければならない。

2 町職員は、全体の奉仕者として、住民本位の立場に立ち、全力を挙げて職務遂行に努めなければならない。

**【解説】**

協働という対等な関係を謳っています。

町として、常に、職員の自覚を促していくことが必要です。

## 第2節 行政事務の遂行

### (組織・体制)

**第34条** 町は、まちづくりや住民の様々な行政要望に柔軟で迅速に対応できるよう、住民に分かりやすい組織・体制の整備に努めなければならない。

地方自治法第2条第15号

地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めなければならない。

### (法務体制)

**第35条** 町は、自主的で質の高い政策を遂行するため、法務に関する体制を充実し、条例、規則などの整備を積極的に行わなければならない。

### 【解説】

地方分権時代を見据え、法務体制の充実を掲げてあります。

**(職員政策)**

**第 36 条** 町は、多様化する住民の行政需要に対応できる知識や能力を持った職員の人材育成を図らなければならない。

- 2 町は、職員が自己の能力を向上させることができるよう研修を充実させ、能力向上のための様々な機会の保障に努めなければならない。
- 3 町の職員は、地域の政策課題に適切に対応していくため、あらゆる情報を収集し、政策形成能力の向上に努めなければならない。

**【解説】**

地域課題や住民ニーズを把握し、創意工夫を図っていける人材育成が求められます。特に、地域において、住民との協働を図っていける能力が求められます。

地域に合った制度設計を行える政策形成能力や地域に必要な情報を収集分析する能力の向上を図っていく必要があります。

**(要望等への対応)**

**第 37 条** 町は、住民から苦情、要望、提言、意見などがあつたときは、速やかに事実関係を調査し、誠実に答えるよう努めなければならない。

**【解説】**

住民からの要望に対し適切に対処するため、縦割り行政を排し、木曽町の行政組織である本庁・支所が水平横断的に機能できるよう、行政評価などを通じて、常に、業務と組織の見直しを図っていく必要があります。

### 第3節 財務

#### (財政運営の基本方針)

第38条 町長は、予算の編成と執行に当たっては、総合計画を踏まえて行い、最小の経費で最大の効果をあげられるよう努めなければならない。

2 町長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行わなければならない。

#### (財政基盤の強化)

第39条 町は、町の自立した財政基盤の強化に努めなければならない。

#### (予算編成、予算執行)

第40条 町長は、予算の編成に当たっては、予算に関する説明書の内容の充実を図るとともに、住民が予算の内容を具体的に把握できるよう分かりやすい情報の提供に努めなければならない。

2 町長は、町の事務の予定及び進行状況が明らかになるよう努めなければならない。

#### (財産管理)

第41条 町は、町の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な運用を図らなければならない。

**(財政状況の公表)**

**第 42 条** 町長は、予算の執行状況並びに財産、地方債及び一時借入金の現在高その他財政に関する状況について、所見を付けて分かりやすく公表しなければならない。

**【解説】**

町長の所見をつけて公表することとしました。

**第 4 節 評価**

**(行政評価)**

**第 43 条** 町は、総合計画などの重要な計画、予算、決算、事務内容などについて評価を実施する。

- 2 町は、前項の評価の結果を分かりやすく住民に公表し、政策や事務執行に反映していく。

**【解説】**

現状では、評価の手法が定まっていないため、評価の対象を定めました。

## 第7章 自治体連携等

### (域内交流)

第44条 町や地域団体は、住民相互の交流や地域団体間の交流・連携を積極的に進める。

#### 【解説】

この交流には、設置されてくる地域自治組織間の交流が含まれています。

### (近隣自治体との広域連携)

第45条 町は、広域的取り組みを必要とする施策については、近隣の自治体との情報の共有を一層高め、相互の理解のもと、連携して推進する。

### (地域間交流)

第46条 町は、住民自治と参加に支えられた交流活動を積極的に進めて、他の自治体との連携を深め、町の発展を図る。

## 第8章 条例の見直し

### (この条例の検討及び見直し)

第47条 この条例の施行後4年以内に施行状況を勘案し、検討の上、その結果に基づいて必要な措置をとるものとする。

#### 【解説】

見直すかどうかも含め、4年後に検討するとしてしました。

4年というのは、時代経過による形骸化を防ぎ、その時代に即したものとしていくには、町長の任期程度が適当と考えたからです。

この過程には、住民参加が伴ってきます(第18条)。